輸第7278号	魚かす粉末	7.5魚かす粉末1号	株式会社交洋
輸第7279号	魚かす粉末	7.0魚粉	水谷商事株式会社
輸第7280号	魚かす粉末	8.0魚粉	水谷商事株式会社
輸第7281号	蒸製てい角粉	蒸製てい角粉	有限会社ジェイエスピー

2　保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百七十八号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十三条第１項及び第四項の規定に基づき、次のように肥料の名称又は輸入業者の住所の変更に係る届出があったので、同法第十六条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十四年三月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

1　肥料の名称の変更

登録番号　輸第11305号

変更前　東部Ｓ850ＣＵ

変更後　サンホープＳ850ＣｕＺｎ

2　輸入業者の住所の変更

登録番号　輸第12815号、輸第12816号、輸第12873号、輸第12889号、輸第12893号

変更前　兵庫県神戸市東灘区本山南町二丁目２番７号

変更後　熊本県熊本市桜木五丁目７番30号

○農林水産省告示第七百七十九号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十四条の規定に基づき、次の肥料の登録は失効したので、同法第十六条第１項の規定に基づき告示する。

平成二十四年三月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

1　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者又は輸入業者の名称及び住所			
登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第87668号	化成肥料	グリーンファーム化成８号	グリーンファーム株式会社	福岡県三井郡大刀洗町下高橋3266番地
生第87669号	化成肥料	グリーンファーム高度14号	グリーンファーム株式会社	福岡県三井郡大刀洗町下高橋3266番地
生第87670号	化成肥料	グリーンファーム高度16号	グリーンファーム株式会社	福岡県三井郡大刀洗町下高橋3266番地
生第87814号	化成肥料	グリーンファーム有機入り化成８号ＧＦ	グリーンファーム株式会社	福岡県三井郡大刀洗町下高橋3266番地
生第90438号	家庭園芸用複合肥料	液体肥料クイック１号	グリーンファーム株式会社	福岡県三井郡大刀洗町下高橋3266番地
輸第5249号	なたね油かす及びその粉末	4.5なたね油粕	神戸飼糧株式会社	兵庫県神戸市中央区明石町32番地

2　保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○東北地方整備局告示第三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第１項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第１項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月二十一日

東北地方整備局長　徳山日出男

一　施行者の名称　青森県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十四年建設省告示第千九百九号弘前広域都市計画、黒石都市計画、浪岡都市計画及び板柳都市計画下水道事業岩木川流域下水道（岩木川処理区）

三　事業施行期間　自昭和五十四年十二月十九日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○東北地方整備局告示第三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第１項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月二十一日

東北地方整備局長　徳山日出男

一　施行者の名称　宮城県

二　都市計画事業の種類及び名称　仙塩広域都市計画及び大郷都市計画下水道事業吉田川流域下水道

三　事業施行期間　自平成二十四年三月二十一日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　宮城県黒川郡大和町鶴巣北目大崎字鼠谷並びに鶴巣下草字作内田、字八幡及び字鼠谷地内

使用の部分　なし

○東北地方整備局告示第三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第１項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第１項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月二十一日

東北地方整備局長　徳山日出男

一　施行者の名称　福島県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成五年建設省告示第千六百四十七号原町都市計画公園事業九・六・１号東ヶ丘公園

三　事業施行期間　自平成五年八月三日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第七十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第１項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第１項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月二十一日

関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　茨城県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十五年関東地方整備局告示第三十四号日立都市計画道路事業

三・三・四十六号鮎川停車場線

三　事業施行期間　自平成十五年二月二十一日至平成三十一年三月三十一日